

文 教 厚 生 建 設 委 員 会
令和 8 年 3 月 6 日（金）
午前 9 時 29 分開議

議員定数 9 名

出席議員 9 名

板橋 真弓	岡本 喜好
梅本 知江	阪本 久代
堀内 和久	垣内 憲一
岡本 安弘	南出 昌彦
土井裕美子	

他に 議長 田中 博晃

会議に付した事件

1. 議案第 11 号 橋本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
2. 議案第 12 号 橋本市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
3. 議案第 13 号 橋本市立生活学習施設設置及び管理条例を廃止する条例について
4. 議案第 14 号 橋本市立働く女性の家設置及び管理条例を廃止する条例について
5. 議案第 20 号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 32 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
7. 請願第 10 号 橋本市学童保育の運営体制の見直しに関する請願について
8. 報告等（橋本市農業用施設改良事業の経費に係る地元分担金に関する要綱の改定について）
9. 報告等（学校法人日中文化芸術学院による旧西部中学校活用事業の現状について）
10. 報告等（旧信太小学校活用事業について）
11. 報告等（高野口中学校の移転改築構想に関する経過について）
12. 報告等（高野口中学校の通学路問題に関する要望について）

13. 陳情等（mRNAワクチン(レプリコンワクチンを含む)接種事業中止の
意見書提出を求める陳情)

説明員

副 市 長	小原 秀紀	教 育 長	今田 実
病院事業管理者	古川 健一	危機管理監	大岡 久子
総合政策部長	井上 稔章	政策企画課長	辻本 真吾
総 務 部 長	中岡 勝則	財 政 課 長	三嶋 信史
消 防 長	永井 智之	中央公民館長	井上 恵二
経済推進部長	三浦 康広	建 設 部 長	石井 隆博
農林整備課長	森下 弘茂	健康福祉部長	犬伏 秀樹
保険年金課長	丸賀 啓史	こども課長	野間 郁弘
病院事務局長	池之内正行	医事情報課長	谷澤 由紀
教 育 部 長	岡 一 行	教育総務課長	丸山 恭司
学校教育課長	川原 一真	生涯学習課長	長谷川典史

その他関係職員

職務のため出席した者

議会事務局長	笹山 奨	事務局次長	森本 和也
議事調査係長	中井 ユリ		

(午前9時29分 開議)

○委員長(板橋真弓君) ただ今の出席委員は9人で全員であります。

これより文教厚生建設委員会を開会いたします。

本日の審査・協議事項は、2月27日の本会議において本委員会に付託された議案第11号から議案第14号及び議案第20号、議案第32号並びに請願第10号のほか、お手元に配付の各事項についてであります。

それでは、これより審査に入ります。

1 議案第11号 橋本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

2 議案第12号 橋本市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

○委員長(板橋真弓君) 議案第11号 橋本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について と、議案第12号 橋本市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について の2件を一括議題といたします。

本案について当局より説明を求めます。

こども課長。

○こども課長(野間郁弘君) おはようございます。

それでは、議案第11号 橋本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、議案第12号 橋本市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について 一括して説明させていただきます。

説明につきましては、担当からさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ます。

○委員長(板橋真弓君) こども課課長補佐。

○こども課課長補佐(和田麻紀君) おはようございます。まず、今回の2つの条例についての趣旨からご説明させていただきます。

「こども未来戦略」において、未就園児が家庭で孤立しないよう、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、令和8年度から新規に、新しい事業としまして、この「乳児等通園支援事業」を実施することに伴い、制定をさせていただきたいと思っております。

この制度、事業の制度の内容についてなんですが、これは、子どものための事業ということで、保護者の就労にかかわらず、保育園や認定こども園に通っていない0歳6か月から満3歳未満までの年齢の子どもを対象とした通園支援制度です。月、使っていただける上限時間は10時間というふうに定まっております。

次、なんですが、この2つの条例、それぞれの説明をさせていただきます。すみません。資料に付けてます横長のA4、1枚の表と併せて見ていただければと思うんですけども。このA4横長の資料については、県のほうから市、この事業をするに伴って、市のほうで定めるべき条例という指示がありました。この指示に基づき、今回の条例を定めております。

まず、一つ目の、左のほうなんですが、この認可条例というふうに書いてますが、橋本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例となります。こちらって言いますのは、児童福祉法上の制度を実施する事業所に対して、市が認可をする必要がございます。この「認可条例」というのは、市が、民間の施設が、この事業を行うにあたっての認可をする基準を定めてる条例となります。内容で申しますと、安全で衛生的な環境において、乳幼児等通園支援を提供

することにより、事業を利用する乳児さんが心身ともに健やかに育成されるということを保障するためであったりとか、主に、この認可のほうで定める基準としては、実施の方法ですとか、人員配置、設備基準など。安全計画の策定などを設けております。

もう一点の、②番の確認条例というほうなんです、これは確認をしなければならないという内容に応じて作っております条例となります。橋本市の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例のほうにあたります。こちらは、子ども・子育て支援法に基づいて、市が認可した施設の中で、給付対象施設を「確認」する必要があるとございます。その内容についての確認に加えて、事業者が確認を受けるための運営基準を定めていただく必要があります。内容で言いますと、保護者と子どもさんとの面談により重要事項などを説明し、保護者の同意を得ること、また、応諾義務、心身の状況の把握など、良質で適切な、また、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適正に配慮されたような内容及び水準の特定乳児の通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために必要な、適正な環境を確保するということを目指しております。

この2つが今回の条例となります。併せて、資料のほうに載せさせていただいてますのは、認可条例及び確認条例に伴う、それぞれ、認可の申請ですとか、確認を申請していただくような様式を定めてございます。

もう一つ、その下にある認定規則というもののなんです、この認定というのは、この事業を利用する保護者さんのほうから使いたいですってという、その申請をしていただくための規則の様式を定めてあります。また、併せて、要綱として、月の利用上限の10時間ですとか、あとは、事業を行う施設が、橋本市で言いますと、紀見こども園になるんです

けれども、紀見こども園でしますよとか、あとは、1時間300円、これは国のほうから300円程度の負担を求めるようになっていうことが令和7年度から示されておりましたので、月額300円が必要になりますとかっていう細かいことを要綱で定めようと思っております。

説明については以上です。ご審議についてよろしくお願いいたします。

○委員長（板橋真弓君）説明が終わりました。

これより2件を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

南出委員。

○委員（南出昌彦君）おはようございます。内容については、異論はないんですけども。紀見こども園と言うことですけど。実際、今も一時預かり等で非常に対応が、受け付けを断ってるような状況だと思います。そんな中で、この、ほんまに、この通園制度、誰でも通園制度が、実際に、ほんまに円滑に進めることができるのかっていうのが、ちょっと気になるところです。その辺、体制整備とかっていうのは、どのように考えておられますか。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）この誰でも通園制度を実施するにあたりまして、一応、令和8年度当初予算の中に、保育士さんの2名分の予算を計上させてもらっております。予算としては、保育士さん2名の体制で、一応、実施する予定で、一応、紀見こども園の空いてるスペースと言いますか、空いてる部屋を活用しまして、実施していきたいと考えております。

○委員長（板橋真弓君）南出委員。

○委員（南出昌彦君）そしたら、スタッフ的には問題ないということ、今、説明いただいたかなと思うんですけど。この制度を導入することによって、通常の一時預かりとかに支障はきたさないのか。その点、ちょっと

説明をお願いします。

○委員長（板橋真弓君） こども課長。

○こども課長（野間郁弘君） 一応、一時預かり事業と、誰でも通園制度って別事業になりますので、一応、問題はないかと考えております。

○委員長（板橋真弓君） 南出委員。

○委員（南出昌彦君） 別制度になるけど問題がないって、同じこども園の中でする保育ですんで、何かとやっぱり関連というか、出てくるんじゃないかなと思うんですけど。

冒頭にも言いましたように、通常の一時保育預かりも支障、すべて対応できないような状況なのに、その辺は大丈夫なのかという意味合いで、支障をきたさないんですかっていう質問をさせていただいたんですけど。

○委員長（板橋真弓君） こども課長。

○こども課長（野間郁弘君） 確かに今、今年度としては一時預かり事業、定員がいっぱいっていうところにはなっておるんですけども、一応、一時預かりにしても、誰でも通園制度にしても、一旦、定員の範囲内で実施していく形になりますので、その範囲内であれば、体制としてはやっていけるのかなと考えております。

確かに希望者が多くて、なかなか予約取れないっていうところについては、ちょっとなかなか申し訳ないってところあるんですけども。制度として定員の範囲内で実施していくような形になろうかと思います。

○委員長（板橋真弓君） 南出委員。

○委員（南出昌彦君） 市民サービスの充実という観点から、しっかり対応できるように、よろしくお願いします。

○委員長（板橋真弓君） 堀内委員。

○委員（堀内和久君） 聞きたいことは、南出先生と同じなんですけどね。当局、可能な限りはサービスしていくっていう、さっき答弁、そもそも論、橋本市の受け入れキャパはどん

なけなんですか。当初予算で、保育士が足れへんから保育士がいらないから、ごめんなさいっていうのは、これ、意義としては成り立つと思うんです。ほんたら、橋本市は今回の2人の保育士さんで、何人のキャパを受入れ対応の分母になる部分っていうのはどうなんですかって、さらにさらにの分母って言うたら定員っていうことになってきて、120%オーバーしたらあかんやないとか、そういうことにつながると思うんですけど。橋本市さんは、何人まで来るであろうという、何人を受入れてあげようという予測のもとに、この条例をあげてきておるんですか。

○委員長（板橋真弓君） こども課長。

○こども課長（野間郁弘君） 誰でも通園制度の定員としましては、一応、6名を予定しております。

○委員長（板橋真弓君） 堀内委員。

○委員（堀内和久君） これね、そしたら6名の受入れで、紀見こども園どうのっていったら、私ら河南とか高野口、隅田の人も皆その遠いところまで、それでも必要性あるさかいにお願いして、すぐる思いで行くわけで、予約も入れるけど。6人が少ないのが多いのか、別に分かりませんけど、6人を受け入れるにあたって、この条例の条文自体は別に適切なもんであると思うさかいに、国の制度に伴ってこの条例を敷いてやるのは、全然もうスルーと言うか、通るべき、通すべき案件であると思うけども。橋本市の子育てに関しての、何て言うかな、思い、理念のところは、6人程度って言うてええんか、6人もって言うてええんか、そこがもう、そもそもちょっと違うよね。だから、どれぐらい受け入れたらなあかんのか、一時預かりが、よその、よく言うじゃないですか、先進地を、同時進行するから先進地視察とかできないかも分かれへんけど、何人ぐらいの受け入れキャパがおるかとか、もうちょっとこの受け入れ枠ってい

うのを確保してあげないと、6人の取り合いになって、ほとんどの人が、早いもん勝ちで預かれへんような状態が来るの目に見えて分かったうえで、6人でも通したらなっていうことで条例通すのか、もうちょっとグレードアップしていったって、橋本市の子育てに寄与できるようにしていこうっていう考えのもとに取りあえず6人なのか、その辺の担当課の意気込みが、私にはちょっと伝わらないんですけどね。この辺はどういうふうに移移を読んでおるんですか。

○委員長（板橋真弓君） こども課長。

○こども課長（野間郁弘君） この誰でも通園制度、その6人の定員を決めるにあたりまして、この令和8年4月に利用の対象になるであろう世帯に、ちょっとアンケート調査を実施させていただきました。その結果等を踏まえて、一旦、紀見こども園6人っていう定員を設定させてもらっております。

当然、この事業をスタートして、すごい利用が多いっていうことであれば、当然、紀見こども園だけではなくて、他の民営園等にも、当然、これまでも、実施をしますか、しませんかっていうところの話はずっとさせてきてもらってまして、この4月からは、なかなか他の民営園につきましては、ちょっと、誰でも通園制度の実施っていうところには至っていないんですけれども、今後の申し込みの状況であるとかを踏まえて、改めて、民営園等にも、また打診していければなと思っております。

○委員長（板橋真弓君） 堀内委員。

○委員（堀内和久君） そらね、小学生や中学生、高校生のタイムスケジュールの半年、1年っていうのは、まあ何て言うん、待ってくれたら行政改革するから受け入れのキャパどないかするよっていう、ハードの部分も込みでできるんかも分かんないですけど。0歳6か月、生まれてきてくれてありがとうの6

か月のお子さんから就学前の3歳か4歳、その辺の年代のお子さんたちを預かってほしいよって手挙げてくる人、アンケート取られてるんで、ある程度的を得た数が6人なんだろうと僕は思いますけども、橋本市の子育てとか移住・定住とか、前も言うたけど、これだけこう広げていこうとか、企業誘致さんがあって、入ってくれて、何て言うんかな。若い世代、お子さんを育てやなあかんっていう世代に入ってくれてっていう橋本市そもそも論の施策の中で、この6っていう数字が、いかなもんなんかっていうことと、せめて東西南北4つのエリアぐらいに、この制度が少しずつあると、こういうふうなスタートラインを切ろうという橋本市のこども課でないということに、すごく悲しみをを感じるのは私だけなんかと。

条例・条文は、確かなものであると思うんやけど、条例・条文を敷いても断然なあかんっていうのが、お伺いに対して半分以上断つとるっていうんやったら、読みが甘かったって、じゃあ段階的にって、じゃあどうやって手差し伸べてんの、リアルタイムでっていう話になるんですよ。ここがちょっと納得は私はいかない。通しますよ。私は。文章は別に確かなもんなんです。ルールと制度設計の、条例なんで制度設計。でも、確かな条例設計ができとって、そこにほんだ、血が通ってるかっていう、助けようとかいうか、子育ての制度を国に乗って、私らもそれ以上のものにするんやっていう、失礼ながら意気込みとか、そこらはどうなんですか。

担当課はどれだけ揉んで、どういう議論をして、公設公営の北の、失礼ながら端っこに在るこども園。そこって確かあれですよ。何か、何やな。土のトンネル作るところですよ、確か。それってちょっとおかしいんちゃうかなと思うんですけど、どうですか。

○委員長（板橋真弓君） こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）確かに今、4月スタート、紀見こども園からスタートする形になるんですけども。もちろん、これまでも制度スタートにあたって、民営園にも、どうですかという話をさせてもらっていらっしゃるんですけども、一応、この制度として、まず、各園、誰でも通園制度するにあたっては2名以上の保育士さんが必要であるっていうところと、あと、国から当然、交付金が入ってくるわけなんですけども、利用者に応じてしか入ってこないっていう形になっております。なので、体制を取っておれば国からお金に来るってわけではなくって、利用者が来て初めて国から交付金が入ってくる形になりますので、民営園としましては、体制は取ったは利用者がないわってなると、すべて人件費を園で持つ必要がございますので、ちょっと民営園さんは、ちょっと状況を見ているのかなというふうには感じております。

当然、4月以降、紀見こども園で後で足りないってなってくるときには、当然、各園に改めて事業の制度のスタートを、また、お願いしに行く必要があるのかなというふうには思っております。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）別に、条例の制定の議案なんで、これ以上申し上げることはないんやけども。

議員さんそれぞれ、北のほうに住んどるもんもおりや、南の者もおれば、西東あるわけで、これの通園制度を考えたときに、私ら住んでる河南地区っていうのは、あそこまで一時預かり予約は市役所なんかな、園なんか分かりませんが、あそこまで行って往復するのに何分かかるんでしょうね。公設公営が一番望ましいっていう。キャパ増やしやすすい2人定員入れてっていうんやったら、公設公営の場所自体がちょっとおかしいんかなって

いう議論になってくるんですよね、はっきり言うて。高野口の議長とこやったら大野から、あそこまで行くの何分行くんやろうって、隅田の人やったら、土井先生の家からやったら、あそこまで何分かかるんやろ、私の河南、紀伊清水からやった何分かかるんやろうって、そこまで行って預けやなあかんっていうのが、そもそも論、この何て言うんかな。いくらインフラ整備あったとしても、その矛盾を感じるって、条例が確かなものであっても、橋本市の設計図がそもそもおかしいって、こういうことがあるからこうなるんだっていうことをもうちょっと考えて、

確かに、課長言われるように、後付けの交付金なんで、公設民営、民設民営にボランティアさすわけにはいかんのも分かるんで、もうちょっとこの、何て言うん、ルール設計に対して、自分たちの受け入れの制度設計っていうのも、やっぱり緩和していかないと、「子育てにやさしいまち」って言えれへんのと違うんかなっていうこと、もうちょっと考えてほしいと思います。この条例は、もうこれで結構ですけど。そこまでしての、やっぱり子育てのカバー、国の制度に基づいた橋本市のオリジナルの形であると、誰一人取り残さないっていうのはちゃんとやったってほしいと思います。答弁ください。

私は、以上です。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）ありがとうございます。確かにその紀見こども園の定員は、6人っていう形でスタートさせる予定にしておるんですけども、こちらも一旦、今の現時点で基準の面積っていうところからも踏まえて6人と設定させてもらったところになりますので、まずは紀見こども園は、一旦6人でスタートさせていただいて、利用状況に応じて民営園等にも広げていけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長(板橋真弓君)ほかにありませんか。

阪本委員。

○委員(阪本久代君)おはようございます。
この制度、保育園・こども園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもさんを月10時間上限にっていう制度なので、私はどちらかと言うと、例えば、家庭でお母さんとだけ接してる3歳までの子どもさんが、全然知らない人ばかりのところに、月10時間限度で預けられるっていうのは、子どもにとったら本当に怖い。右も左も知らない人ばかりのところに預けられるっていうのは、本当に怖いことだし、ストレスになると思います。また預かるほうの園にしても、十分な注意をしないと大きな事故にもつながりかねない。その辺で、すごく、親にとっては便利かもしれへんけど、子どもにとっても、園にとっても、すごく負担のかかる制度だと思ってます。

その中で、先ほどからお話を聞いてたら、この部分と、一時預かりと、通常保育とは、全く別のスペースで、別の体制でやっていくっていうことをおっしゃられてると思うんですけれども、それでまず間違いないですか。

○委員長(板橋真弓君)こども課長。

○こども課長(野間郁弘君)今、おっしゃっていただいたとおり、別事業っていう形になりますので、そういう形になります。

○委員長(板橋真弓君)阪本委員。

○委員(阪本久代君)そして、今度この、今回出てる条例っていうのは、要するに民間園が手を挙げてくるときの条件をっていうか、手続きのための条例で、民間園にも同じことを求めるっていうことでよろしいですか。

○委員長(板橋真弓君)こども課長。

○こども課長(野間郁弘君)認可の条例につきましては、民間園が新たに事業を実施するための認可の手続きを定めた条例になっておりますので、同じ条件と言いますか、なり

ます。

○委員長(板橋真弓君)阪本委員。

○委員(阪本久代君)そうしましたら、今ある民間園にとったら、要するにスペースも新たに作らないといけないということで、かなり、まあ言うたらハードルの高い条件になると思います。

ただ、何と言うか、今年の4月1日からこの制度が始まるのに、要するに、民間園がやりたいっていうときに認めてっていう条例が出てくるのが、むしろ遅いんじゃないかなって、それは思うんです。どちらかと言うとね。でも、私としたり、やっぱり子どもにとっても、園にとっても、十分な体制が取れるように、そういうふうにはしていただきたいというふうに思うので、その辺は、審査のほうも、しっかりよろしく願いいたします。

○委員長(板橋真弓君)答弁いいですか。

ほかにありませんか。

岡本副委員長。

○副委員長(岡本喜好君)ありがとうございます。先ほど、阪本委員が言われたの最もやなと思って、私も同じ問題意識を持って、先ほど担当課長のほうが、子どものためっていうふうにおっしゃられたんですけども、私、子育て3人しましたけど、生後6か月から3歳の子どもで、親と保育園どっちがええかって言って、保育園が良いって言う子ども何人いますかっていう話なんですよ。行った先が、家の中で1人にいるから、いっぱいのところで行きたいっておっしゃられたんですけど、結局、行ったときに定員6人ですけど、誰でも通園制度申込みなので、ずっといるわけじゃないので、たまたまその日に1人しかいなかったら、家の環境と全く変わらない環境で子育てして、しかもお世話する方が保育士さんとはいえ、月に10時間しか接することがない方っていうのは、これはさっき、一番最初に言われた子どものためなんです

ってという説明がね、これほんまなのかなって
いうのが正直あって、そもそもの趣旨が、こ
れ、家でお一人で子育てしていると、やっぱり
子育てうつじゃないですけど、そういうふう
な悩みを抱えたりする親御さんのために多
分ある制度なのかなと、私は理解してるん
ですけど。

もう一度その辺ね、子どものためなのか、
保護者のためなのかっていう、その趣旨をも
う一度ちょっと説明していただけます。

○委員長（板橋真弓君）こども課課長補佐。

○こども課課長補佐（和田麻紀君）すみませ
ん。こちらの事業については、子どもを主体
に置いた事業というようなことで、国からの
通知にはございます。

今、おっしゃっていただいたように、保護
者の方が、例えば、ちょっと就労に関わら
ずってということですので、ご自身がちょっ
と疲れたときに少し預けるよってというよう
な、そういうことも当然あるかと思いますが、
国からの通知等の中を読んだところ、やはり、
子どもさんが家庭だけではなくて、例えば、
同じぐらいの年齢の子どもさんと触れ合う
ような、そういう機会を持つってというよう
なふうになっております。ですので、保護者
の方が子どもさんだけを、例えば、1人の子
の部屋に置いて行ってしまいうっていうわけ
ではなくて、例えば、親子通園とか、そうい
うことも希望ですとか、必要に応じて、お父
さん、お母さんが、子どもさんと一緒にその
場にとどまって、子どもさんの様子を見る
とかっていうような、そういうこともできる
事業となっております。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）であれば、なお
さら市民の方が使い勝手の良い場所に、そ
ういう園があるように整備していくという
のが、やっぱり市のあるべき姿なのかなと
思うと、先ほどの堀内委員が言われたよう
に、紀

見こども園という一番橋本の端っこにある
場所で、本当にそれが市民の満足度を向上
させるような施策になっているのかって
いうことは、考えていただきたいなと思
います。

ちなみに確認なんですけど。これ民間の
ところが、その制度が始まって、紀見こ
ども園の人らが、すごくいっぱい、定員、
なかなか入れないけども、高野口のほう
にもちょっと作ってほしいとか要望あ
って、そうすると、実際始まってくると、
その実績値があがってきたり需要が分
かって、じゃあ、うちもやるわってな
ったときに、民間園さんが、じゃあ、や
りますって言うってから申請がまた通る
まで、どれぐらいの時間ってかかると見
積もられてるんでしょうか。

認可が下りるまでです。その設備の点
検とか当然あると思うんですけど、今、
スペース的なものがあるとしてですね、
保育士さんも確保できたという条件で、
申請から認可までどれぐらい時間かか
るか教えてください。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）実はまだ、
ちょっと事務をまだ全然やってないよう
な形になりますので、どうなるかって
いうところあるかと思うんですけども、
基本的には書類を、必要な書類を整
えていただければ、認可自体はすぐに
できると思います。ですので、多少、
当然、書類作る期間と、あと、こども
課で書類をチェックする時間をいただ
ければ、そんなむちゃくちゃ時間はか
からないのかなと思っております。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）すみません。
あと一点教えていただきたいんですけど。
これ多分、全国でやられるものなので、
例えば、高野口の方が、いや、かつら
ぎ町で同じような事業やってるとこは、
そっちのほうが使い勝手が良いので、
そちらで使いたいとか、紀見こども
園だと河内長野の方が、橋本に職場が

あって通り道なので預けたいっていうような需要のときに、市をまたぐ場合とか、府県をまたぐ場合は、これ対応可能なのでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）こども課課長補佐。

○こども課課長補佐（和田麻紀君）それは使うことができるという事業になっております。

○委員長（板橋真弓君）南出委員。

○委員（南出昌彦君）もう一点質問したいんですけども。前に一般質問で、通常の一般型の一時預かり、ほかの自治体と比べて、非常に料金が高いというふうに質問させていただいたことがありましたけれども。今回、この誰でも通園制度、先ほどの説明聞いていますと、1時間300円ですかね。程度ということなんですけど、この辺、通常の一時保育と、この通園制度の保育の料金の違いがあることによって、トラブルとかが生じないかっていうのが、ちょっと心配なんですけども、その辺は検討されたんですか。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）この誰でも通園制度の300円っていうのが、一旦、国から示された標準的な単価っていうところで、一旦、300円っていうところを設定させていただく予定をしております。一時預かりの料金につきましては、それも一応、時間単価で言うと375円、確かに今のところ差はある状況になっておるんですけども、今の予定としましては、誰でも通園制度を国の基準、示された基準の300円で運用していければと思っております。

○委員長（板橋真弓君）南出委員。

○委員（南出昌彦君）300円で運用していただくのは十分結構なことなんですけども。反対に、私が一般質問した観点で言いますように、通常の一時預かりも、やはり他自治体と同様にですね。やっぱりもうちょっと料金の

見直しをしていただくことも、やっぱり検討しなければ、先ほど来から言うてる「子育てしやすいまち」というところからかけ離れた事業になってくるのかなと思いますんで、その辺やはり、今回、一つのきっかけとなりますんで、その辺、見直しのほうも一回検討をお願いしたいと思いますけども、その辺の検討をするかしないかというところ、答弁お願いします。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）一時預かりの料金につきましては、ちょっとまた今後の課題と、ちょっとさせていただければと考えております。

○委員長（板橋真弓君）南出委員。

○委員（南出昌彦君）だから、検討されるんですか、しないんですか。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）まずは、そして、一度ちょっと検討させていただければと思います。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）あともう一点、確認なんですけれども。お子さんの中で、例えば、障がいを持たれた方とか、医療的なケアが必要な方とかっていうのが、今後、課題になってくる、こういう方をお預かりできるのかできないのかっていうことについての、何か規則というか、そういうものはあるんでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）こちらにつきましても、できるだけ受け入れるように体制を整えてくださいっていう形で、国からのほうは来ておるんですけども、現時点で保育士さん2名の体制、紀見こども園について2名の体制っていうところもございますので、何でしょう。絶対大丈夫ですって、今時点では、なかなか難しいのかなと考えております。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）保育士さんの、やっぱりね、その資格とか保育園の体制とかも当然あるので、そこはね、いつでも受け入れろっていう話じゃなくって、うちはこのレベルまでしか受け入れないっていう限界があるので、アレルギー対応の話とかも含めてですね、こういう方は、ちょっと受け入れられませんっていうとこの限界というか、その部分もしっかり規約とか、利用要項のほうに入れていただいて、利用者にとって分かりやすいものがしっかり提示できるように、今後よろしく願いいたします。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

梅本委員。

○委員（梅本知江君）おはようございます。私も岡本議員と一緒にんですね、思いはあって、それで、どうしても受け付けできませんって方たちの、それで終わっては駄目で、フォロー策っていうのは、お考えでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）こども課長。

○こども課長（野間郁弘君）まず、この誰でも通園制度を利用するにあたって、事前に面談をする形になりますので、もちろん、その面談の中で受入れ可能かどうかというところの判断になってこようかなと思うんですけども、なかなかその辺の、障がいであるとか医療的ケアの関係で、なかなかちょっと誰でも通園制度の利用はなかなか難しいよっていうことになりましたら、ちょっと当然別の、何かしらの、その保育園に通わせたいっていうふうになるのか、例えば、医療的ケアであるとか、障がいの方が受入れられる園の保育園・こども園を紹介させていただくのか、その辺の対応になってくるのかなと考えております。

○委員長（板橋真弓君）梅本委員。

○委員（梅本知江君）それぞれのいろんな方、来られると思うんですね。誰でもって、テー

マにも付いてるので、それでやっぱり期待に答えられなくて、いろんな事情のある方は、それぞれの受け皿っていうのを、しっかり作っておいてあげていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）要望ですか。答弁は良いですか。答弁大丈夫。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第 11 号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案 11 号 橋本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第 12 号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案 12 号 橋本市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありませんので、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

3 議案第 13 号 橋本市立生活学習施設設置及び管理条例を廃止する条例について

○委員長（板橋真弓君）次に、議案第 13 号 橋本市立生活学習施設設置及び管理条例を廃止する条例について を議題といたします。本案について当局より説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君）皆さま、おはようございます。それでは、橋本市生活学習施設設置及び管理条例を廃止する条例について ご説明いたします。

本条例の対象となる施設は、松林荘と松林庵でございます。現在、杉村公園内に建設されております。これらの建物は、老朽化が進んでおりまして、危険であるということから、令和 5 年度から使用を中止しております。このたび、旧郷土資料館、そして、あさもよし歴史館とともに解体いたします。跡地につきましては、公園内でありますので、周辺と一体的な整備を行う予定となっております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（板橋真弓君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

堀内委員。

○委員（堀内和久君）すみません。基本的には否定することは 100% ないんです。ご苦労さまですと言いたいです。

これは確か、あさもよしと郷土資料館は、最適化事業債の約束事やと思うんですけど、今、提案あがるとこの 2 つのは、違う話ですよ。それに入っとなですかね。その点お伺いします。

○委員長（板橋真弓君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）こちらについては、松林荘と松林庵についてですね、機能の集約ってということで、公共施設等適正管理推進事業債の除却の対象となっていて、5 年間の縛りっていうものとは、ちょっとまた別の扱いと考えてます。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）ありがとうございます。聞いていてよかったと思って。そしたらその、それと同じ扱いになるっていうことは、解体費用は、何て言うかな。解体費用じゃないか、失礼しました。それらと同じタイミングでいったほうが、財政的には損はないということなんですよ。

僕、聞いたかったのは、最適化事業債の関係やったらば、やむを得なくこのタイミングになると思うんですけど、松林荘っていうのは、岡潔の何て言うかな、記念館をここにしたらどうたらっていうのが、もう 5 年も 10 年も前から、利用するかりフォームするか、建て替えたほうがええか、これをどうのっていうのが、杉村公園敷地内でっていうのが、10 年ぐらい前から議論あったとこなので、もっと早くに結論しとったら、物価高とか人件費高騰の前に解体できたやないのっていうことを聞いたかっただけなんですけど。その点については、橋本市は損失がほぼないという解釈でよろしいんでしょうね。

○委員長（板橋真弓君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）この機能の集約に関して交付税措置もある有利な起債を活用できるようになったっていうのが、令和 7 年度、令和 8 年度、時限的なものっていうことですんで、このタイミングとなりました。ですんで、それより以前のっていうのは、ちょっとこう、今のほうが有利ということです。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）なかなか、橋本市にしては、ベストな選択やと思います。感謝申し

上げます。ありがとうございます。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）すみません。私、この建物、実は入ったことがないのであれなんですけど。戦前の建物ってということで、結構実は良い木材を使ってるとかね、何か、もしそういうことがあったら、解体処分でガシャって潰すよりは、何か、例えばで言ったら、柱とか梁とか、実はもう、今のこの時代ではなかなか手に入らへんよとかいう、そういう何か立派なものがあったりするのかなとか、ちょっと分かんないんですけども、何かそういう再利用的なものができるものがないのかだけ、ちょっとお伺いだけさせてください。

○委員長（板橋真弓君）生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君）価値の有無にかかわらず再利用っていうのは、やろうと思えばできることもあるかと思います。もちろん、それにつきましては、新しい部材を買うよりも、高い費用がかかる話となりますので、現在のところですね、この建物に関して、ある特定の部材を再利用する、そういう計画はございません。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

梅本委員。

○委員（梅本知江君）この跡地なんですけど、前、一回お伺いしたんですけど、もう一度確認です。今のところ跡地をどうされるご予定ですか。

○委員長（板橋真弓君）生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君）先ほども申し上げましたとおり、これは杉村公園内にございますので、公園整備の一環としてですね、周辺と一体的な整備となります。

○委員長（板橋真弓君）梅本委員。

○委員（梅本知江君）以前、聞いたのが、木とかを植えて、皆さんの憩いの場所にみたいなお話だったんですが、まだ具体的に決まっ

てないということよろしいですか。

○委員長（板橋真弓君）財政課長。

○財政課長（三嶋信史君）こちら杉村公園内ってということで、基本的にですね、まちづくり課の所管という杉村公園、公園の中の敷地としていくっていう方向性やというふうに認識しています。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 橋本市立生活学習施設設置及び管理条例を廃止する条例について を採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

4 議案第14号 橋本市立働く女性の家設置及び管理条例を廃止する条例について

○委員長（板橋真弓君）次に、議案第14号 橋本市立働く女性の家設置及び管理条例を廃止する条例について を議題といたします。本案について当局より説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（長谷川典史君）それでは、橋本市立働く女性の家設置及び管理条例を廃止する条例についてご説明いたします。

働く女性の家は、老朽化が進んでいるため、今後取り壊しを行う予定となっております。現在、高野口町青少年健全育成会が利用しておりますが、移転について同意をいただいております。解体後の敷地につきましては、売却を含め検討してまいります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(板橋真弓君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

岡本副委員長。

○副委員長(岡本喜好君) 先日、産業文化会館の駐車場、買いましたけども、これをまた売却した後に、またやっぱり足りひんとか言って、またどっかから買うとか、そういう話にはなるのか、ならないのかというか、今、今回購入した部分で、もう産業文化会館との絡みだと思うんですけども、新たな駐車場っていうのは、もう必要ないという、売却する場合ですよ、そういう見解でよろしいものか確認お願いいたします。

○委員長(板橋真弓君) 中央公民館長。

○中央公民館長(井上恵二君) ご指摘のとおり駐車場用地を購入させていただいて、現在320台の駐車場が確保できております。ですので、ご指摘の土地については、恐らく形状も三角形という形状、それから、台数で言えば、大体10台ぐらいになろうかと思えますし、少し離れておりますので、産業文化会館、中央公民館としては、駐車場として確保していく考えはございません。

以上です。

○委員長(板橋真弓君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君) ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 橋本市立働く女性の家設置及び管理条例を廃止する条例について を採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

○委員長(板橋真弓君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

5 議案第20号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長(板橋真弓君) 次に、議案第20号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。本案について当局より説明を求めます。

病院医事情報課長。

○病院医事情報課長(谷澤由紀君) 議案第20号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について 説明させていただきます。

申し訳ございません。説明の前に、資料にちょっと一部誤りがありましたので、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。一番最後に付けております参考資料2の近隣の主要な文書料という部分なんですけれども、右上に記載しております「済生会富田林病院」の普通診断書のところ1,100円となっておりますが、正しくは2,200円の誤りとなっております。申し訳ございませんが、ちょっと訂正のほうよろしくお願いいたします。

では、説明させていただきます。まず、改

正の概要です。市民病院の診断書等の文書料について、以下のとおり見直します。施行にあたっては周知期間を3か月設けて、令和8年7月1日からとします。内容に関しましては、この別表第6のとおりととなっております。

改正の理由についてですが、まず、近年の社会情勢への対応です。診断書や証明書等の作成においては、近年、生命保険会社や公的機関が求める指定様式が複雑化・細分化しております。過去の診療記録や検査結果の精査に多くの時間を要する状況となっております。また、申し込まれた方に不利益が生じないように記載の精度を担保するために、医師の判断に加えて、事務部門なども介した内容の点検や交付管理を行なっています。これら文書作成にかかる一連の業務プロセス、確認とか管理作業や関連する人件費の増加を踏まえて見直しを行うものです。

次に、他医療機関の状況ですが、全国の病院（公立、公的、民間問わず）調査をしましたところ、文書料の改定を実施している医療機関、または予定している医療機関が多く確認されております。近隣府県の主要病院含めて、現在では、普通診断書で大体3,300円から5,500円、生命保険用の診断書で5,500円から1万1,000円の価格帯が一般的となっております。

次に、和歌山県内の状況ですが、和歌山県立医科大学附属病院、紀北分院、公立那賀病院などの医療機関では、現時点では、当院の改定前と同水準、普通診断書では2,200円等の状況となっております。一方で、南和歌山医療センター、済生会和歌山病院、和歌山労災病院などは、3,300円から5,500円に改定が先行して進んでいます。なお、和歌山県立医科大学附属病院においては、改定を検討予定であると情報を得ております。

全国の状況ですが、調査した結果、令和6年度から令和7年12月までにWeb上で確

認できただけで35病院の改定がありました。ほかの病院におきましても、普通診断書が概ね3,300円から5,500円、生命保険用の診断書は5,500円から1万1,000円の変更が主流となっている状況です。

まとめとしましては、今回の改定に関しましては、一部の県内の公立病院と比較しますと、高い金額設定となる項目もあるんですけども、診断書の作成にかかる実質的な確認・管理業務及び人件費の増加と、全国的及び近隣の基幹病院における料金改定の動向も踏まえて、当院における文書料を現在の運用実態に即した適正な水準へと見直すものです。

最後に、参考としまして、料金を1,000円ずつのアップとしますと、実績と収入の影響の概算をしましたところ、年間で約400万円ほどの増収となります。一番最後には、近隣の主要な文書料を、和歌山県内と近隣府県の近いところの医療機関を載せております。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（板橋真弓君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君）すみません。大体、説明は分かったんですけども。何て言いますか、近隣で言えば、この一番後ろの資料で見ても、今の金額とあんまり変わらない。また、山本病院も普通で2,200円、生命保険で3,300円という状況の中で、なぜ今、改定に踏み切るのかっていうことについてお尋ねします。

○委員長（板橋真弓君）病院医事情報課長。

○病院医事情報課長（谷澤由紀君）昨年10月に室料差額の改定をしましたが、そのときには文書料、この件に関しましては、まだちょっと調査をしておりませんでした。現在の、今の当院の経営状況も踏まえての、このタイ

ミングでの改正としたいと思っております。

○委員長（板橋真弓君）阪本委員。

○委員（阪本久代君）確かに、経営状態が良くないってことは分かるんですけども。診断書が全部の患者さんが必要としているものではないってこともよく分かりますけど。でも結局、患者さんなり、市民なりに負担を持ってくるってところで言えば、何て言うかな。近隣が、もう少し値上げをしてからでも遅くはないのではないかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○委員長（板橋真弓君）病院医事情報課長。

○病院医事情報課長（谷澤由紀君）この書類、診断書に関しましては、もちろん値上げになって、金額の負担っていうのは出てくるかなと思うんですけども。この診断書等に関しましては、患者さんの利益につながるものとなっております。生命保険とか、そういうもので利益を受けるもののための文書料となっておりますので、それで、一旦、値上げというふうに考えております。

○委員長（板橋真弓君）南出委員。

○委員（南出昌彦君）大体、説明は分かったんですけども。別紙の参考資料2の表を見ますと、今、阪本委員がおっしゃったように、近隣のっていうか、公立の病院は、大体まだ2,200円前後というところもあります。それとまた、山本病院もそうですし、うちの橋本市民病院の経営状況は十分わかるんですけども、阪本委員がおっしゃったように、このタイミングっていうののどうかなっていうのと、もう一点が、改善したとしても400万ぐらいやということで、いや、それでも大きいよっていうのは十分わかるんですけども。その中でも一番、私、気になるのが、やはりこんかい物価高騰等をしている中で、若年層のこの出産の証明書、これも3,300円というところが、細かいところですけど、私、気になるんです。やっぱり若い人が、やっぱ

り生活もなかなか厳しい中で子育てということで、子どもを産んでいただいて、橋本市で子育てしてくれるということを考えた場合、やはり橋本市の方針として「子育て日本一をめざすまち」ということの中で言えば、やはり、せめてここだけでも据え置き、私はしてほしいなというふうに思いますけど、その点どうでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）医事情報課課長補佐。

○病院医事情報課課長補佐（浅田浩嘉君）委員おただしの件についてお答えいたします。

特に出産に関する診断書につきましては、実際に費用が全体で高騰してるっていうのもありまして、出産育児一時金というのも、給付金が近年42万円から、今、50万円になってます。それもあって、出産に関する、ご懸念されている親御さんっていうのも、多少補助は増額されているので、それはある程度カバーできるのではないかと考えられます。また、この金額につきましては、周りの状況に合わせたというのもありますが、例えば、厚生労働省が示す介護保険の主治医意見書というのは、市町村等が負担いただくものですけども、新規では在宅で5,500円、更新で4,400円というふうに、ある程度、国のほうでも診断書の金額っていうのが、大体それぐらいっていうふうに、当院の改定前の基準よりは若干高い額が厚生労働省の一定の、すべて文書というのは区分がいろいろありまして、同じとは断定できないんですけども、それに近い金額っていうのが、改定後の金額となっておりますので、近隣だけでなく、一定、国の診断書等にも合わせたような金額設定とさせていただいております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）南出委員。

○委員（南出昌彦君）説明は十分わかりました。ありがとうございました。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）よく分かったんで、まあ、良いのかなと思うんですけども。利益があることに對する請求用の診断書なので良いんですけども。例えば、この橋本市の職員とかでも、例えば、病気休暇を出すために診断書を出してくださいよとかですね。私すごく古いんですけど、何か、小学校、中学校とかで休むときに、クラブ休みたいんですけどって言ったら、診断書持って来いみたいなこと言われて、何か出しに行った覚えが、実はあるんですけども、それって別に、給料が増えるわけでもなく、何か一時金が入るわけでもないような診断書、普通診断書になるんですけども、今、小中学校で、何かこう、長期の病欠と言うんですかね、ときに保護者の方にその診断書を求めるようなことっていう事例があるのかどうかっていう話と、あとは職員も一緒ですね。何か病気休暇を出すときに、それを証明するものとして診断書を請求することが義務付けられているのかだけ、現状だけお聞かせください。

○委員長（板橋真弓君）学校教育課長。

○学校教育課長（川原一真君）まず、前段の学校現場における診断書の取り扱いでございますけども、特に義務付けているものはございません。

○委員長（板橋真弓君）総合政策部長。

○総合政策部長（井上稔章君）職員の場合ですが、長期で休む場合等には診断書が必要となっております。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。教育長。

○教育長（今田 実君）先ほどの学校教育課長の答弁の補足をさせていただきます。

休むことに関しては、そのとおりなんですけれども、アレルギー対応する際の管理指導表っていうの、これを書いてもらうっていうことについては、出してもらってるっていうのはありますので、これはやっぱり子どもさ

んの生命に関わる部分もあります。そこは、お医者さんの判断をきちっとして、それを提出していただいておりますので、補足させていただきます。

○委員長（板橋真弓君）岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）そうですね、やっぱりそこは大事な話。先ほどの南出委員のところに、出産に関わること子育てに関わることなので、料金はこれなんだけども、例えば、その診断書を取るための分については、教育委員会のほうからその診断書に必要な料金は、こっちからちょっと補助しますよみたいな、そういう立て付けでも良いのかなとは思うんですけど、今後そこについては、そういう政策があっても良いのかなとは思うのか、もしくは取るときに、アレルギー対応に関しては、これだけの費用に抑えますみたいな制度が、今回、条例って作っちゃうのであれなんですけど。検討いただいてもいいのかなとは思います。

もう、答弁は結構です。

○委員長（板橋真弓君）答弁できますか。

病院医事情報課長。

○病院医事情報課長（谷澤由紀君）先ほどのアレルギーの子どもさんに向けての医師の診断書とかに関しましてですけれども。これに関しましては、保険を使っただけの診療情報提供書という形で、保険を使って会計はしております。

あと、何かちょっと感染の子どもさんとか、幼稚園に行ったりとか、そういうのもう登園しても良いよっていうような証明書に関しましては、無料に対応しております。

以上です。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）何かと価格高騰とかで値段上げるっていうことは、割とデリケートで嫌われることやと思うんですけど、僕は逆によく英断してくれたなど、もっと早く上げ

ても良かったんではないかなって思います。

だから、ちょっと話それるんですけど、橋本市の水道料金高いとか、農産物のブランドがどうのって言うけど、ほしかったら高い金出しても買いますし、安心・安全の水道水を出してくれとる本市は、水道代高てもそれ以上の行政サービスしとるから住みたいまちになるっていう定義と一緒に、市民病院の人氣向上して、ええ職場になって、市民病院あってもらわな困るよねっていうふうに努力するんやっていう考え方の定義でおいたら、僕は、これは安いと思いますわ。僕は、そんな市民病院になってほしいと思うんで、近隣自治体が合わせていくとか、そんなこと言うたらんと、市民病院がなくなってしもたときのことのほうが、橋本市に与えるダメージおっきいんやから、400 万って言わんと、あえて言いますよ、あえて嫌われ役言いますけど、もうちょっと上げてても良いと思います。はっきりに言うて。逆に、中途半端に上げて、もう一回上げるとかよりは、もうちょっと上げてても良かったんかなって、僕は、医事課に対して嫌われる役を良くしてくれたなと思います。だから、これに関しては、もう大賛成でございますので、しいて僕が聞きたいのは、急性期であるか否かで、この金額が変わるのかどうか。それがちょっとね、病院にもいろいろカラーあると思うんですけど、それに対しての値段設定で検討したこととかあるんでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）病院医事情報課長。

○病院医事情報課長（谷澤由紀君）すみません。あまり、すみません。ご質問に、きちんとお答えできるかどうかなんです。あまりその急性期とか慢性期とかという機能において診断書の料金を分けるっていうところは、あまり考えにくいのかなとは思いますが。

ただまあ、役割として同じような、急性期の病院を今回は参考とはさせていただいて

おります。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）ありがとうございます。僕が言いたいのは、よくやってくれたと。ほんで、この診断書等、書類等の目的は別として、高いって言われることないような、ええ病院になってほしいと思ってます。頑張ってください。結構でございます。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君）議案第 20 号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について 反対の立場で討論を行います。

いろいろ質疑の中でも出てましたけれども、やっぱり近隣と比べて高くなるっていうのが一番引っかけります。何て言うかな。部屋代に続いて診断書料も値上がりするっていうのは、むしろ市民病院危ないんやっていう印象を与えるんじゃないかと、そちらのほうを心配いたします。今の時期に上げるっていうのは、結局、市民病院の経営を改善していくのに、結局、患者さんなり、市民なりに負担をまず求めていくっていう姿勢を表しているっていう点でも反対をいたします。

○委員長（板橋真弓君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

堀内委員。

○委員（堀内和久君）私は、20 号の議案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

質疑にもあったように、求められる市民病院としては、やはり継続、みんなの力が寄り添って、市からも持ち出し覚悟のうえで付いて行く。市民病院も改革して、いろいろ頑張

ってやっていく。市民さんから愛される病院になるということを、まず前提として、物価高であったり、電量であったり、人件費も高騰していきます。それらに、社会情勢に対応していくには、時期のタイミングは別として、いずれ上げなければならない。皆でやっぱり絆になって、前向いて行くっていうことは、こういう、嫌われることもしていかなければならないということを切に思いまして、本議案には賛成いたします。

○委員長（板橋真弓君）ほかに討論する方ありませんか。

南出委員。

○委員（南出昌彦君）先ほどの説明は分かったんですけども、やはり、子育てしやすいまちを追求するのであれば、こういう細かいところから一つ一つ積み上げて、子育てしやすい全国でナンバーワンのまちになっていただきたいという観点から、出産のところにしましては、やはり若干、気になるところがありますんで、反対の討論とさせていただきます。

○委員長（板橋真弓君）ほかに討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 20 号 橋本市病院事業使用料及び手数料等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（板橋真弓君）起立多数であります。

よって議案第 20 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、午前 10 時 50 分まで休憩いたします。

（午前 10 時 39 分休憩）

（午前 10 時 50 分再開）

○委員長（板橋真弓君）休憩前に引き続き会議を開きます。

6 議案第 32 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○委員長（板橋真弓君）次に、議案第 32 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について を議題といたします。本案について当局より説明を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）おはようございます。議案第 32 号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について お配りしております資料にて、ご説明をさせていただきます。改正内容は二点ございます。一点目は、国保税率の改正、二点目は、課税限度額と軽減基準の改正でございます。

それでは、1 ページをご覧ください。提案理由ですが、平成 30 年度国保制度改正により、国保の財政運営主体が和歌山県となり、本市が和歌山県に対して、資料 1 ページの中段のとおり、毎年、国民健康保険事業費納付金を納めています。令和 8 年度の納付金は、矢印下部のとおり、子ども・子育て支援金と合わせて約 17 億 8,700 万円あまりとなっており、令和 7 年度と比べて約 3,000 万円増額しています。その要因については、納付額を抑えるために、県が保有している国保基金を、令和 7 年度は 10 億円を納付金に充当しましたが、令和 8 年度は 5 億円に減額したこと、また、令和 8 年度から新たに少子化対策を推進するために、子ども・子育て支援金制度が創設され、その財源確保のため、医療保険制度を通じて、保険税と併せて、子ども・子育て支援金分を納付いただくことになり、県へ

支払う納付金には、従来からの医療分、後期高齢者支援金分、介護分と新たに子ども・子育て支援分が追加されたことなどが、令和8年度納付金の増加要因として考えられます。

次に、2ページをご覧ください。毎年県から示される本市の標準保険税率は、上から2つ目の表、令和8年度 橋本市国民健康保険税率（案）の各項目の枠内の数値の右側の括弧内の所得割で言いますと8.73%や2.87%、2.54%のように表示しています。その左に括弧なしで、本市の令和8年度 保険税率（案）を表示しています。それぞれ医療分、後期高齢者支援金分、介護分について括弧内の県の示す標準保険税率を参考に、各所得割率については、小数点以下二位を切り捨てし、県の示す保険税率を少し下回った税率とし、各均等割額、平等割額についても、括弧内の県の示す標準保険税率は、令和7年度の本市の税額より数十円から数百円上がりましたが、基本的には、令和7年度と同額、据え置きとしています。また、表の右端、令和8年度より新たに追加された子ども・子育て支援金分については、少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども（以下、18歳未満という）に係る子ども・子育て支援金分の均等割額の10割軽減の措置を講じることとなっており、その10割軽減分を18歳以上の被保険者で負担することとなっています。

税率については、所得割については、標準保険税率と同じ0.3%。均等割額、平等割額については、標準保険税率の十円単位を切り捨てし、均等割額1,100円、平等割額700円とし、18歳以上被保険者均等割額については、100円とします。これは、先ほど説明した18歳未満の子どもに係る子ども・子育て支援金分の均等割額10割軽減分を、18歳以上の被保険者の皆さんに負担していただく

ものです。そのため、18歳以上の方は、100円をプラスした1,200円を均等割額としてご負担いただくことになります。

令和5年度において、国保基金がなくなったことにより、令和6年度以降、基金に頼らない国保運営に取り組んでおり、令和6年度、令和7年度は、収入と支出の均衡が保たれるとされる県の示す標準保険税率を少し上回る税率改正とさせていただきました。結果、令和6年度は7年ぶりに黒字決算となり、令和7年度においても、1月末時点の決算見込みにおいて黒字見込みであり、令和8年度の本市の税率（案）のとおり、標準保険税率を少し下回る設定とした場合において、税収が下振れし、試算額を下回ったとしても、その不足分は基金で賄えると判断できたことから、令和8年度は引き下げの税率改正とさせていただきました。

上から3つ目の表は、現行の保険税率、その下には、令和8年度本市の保険税率（案）と現行保険税率との差を示しています。令和8年度の保険税率を引き下げたこと、均等割額、平等割額を据え置いたことから、比較差はマイナスまたはゼロとなっています。

次に、3ページをご覧ください。これまでの基金活用実績を掲載しております。平成30年度以降、令和12年度、県下統一保険税の導入を目指し、税率改正を実施してきました。令和2年度以降、基金充当による激変緩和措置を取りながら、税額の大幅な上昇にならないよう、保険税率を引き上げる改正を行なってまいりましたが、令和5年度に基金残額はゼロとなり、令和6年度以降、基金に頼らない国保運営に取り組むため、収支の均衡がとれる標準保険税率を基準とした税率改正を実施したことにより、令和7年度の国保財政については、前年度の繰越金や補助金の精算を行なっても、実質黒字の見込みとなっており、令和7年度末までの税収等の状況にもよ

りますが、基金を積み立てることができる見込みです。

次に、4ページをご覧ください。橋本市が保険税として徴収すべき税率を平成30年度から令和8年度まで掲載しております。なお、国保税の税率改正案については、本年2月に開催された橋本市国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、本案のとおり答申をいただいております。

また、参考までに、5ページから6ページで、モデル世帯ごとに、令和7年度と令和8年度の国保税率の年額の増減シミュレーションをしております。5ページ、単身世帯の7割軽減世帯については、条例改正に伴い、年税額が500円の増額。5割軽減世帯では700円の増額。2割軽減世帯では、1,200円の減額。軽減なしの世帯では、3,300円の減額となっています。ここで所得の低い単身世帯7割軽減、5割軽減の世帯が増額になっている理由としては、令和8年度から導入される子ども・子育て支援金分に伴い、所得が低い分、子ども・子育て世帯で増額になる分を、所得割率が下がったことによる所得割額の減額分で吸収しきれず増額になるためです。

また、6ページ。夫婦2人世帯の7割軽減世帯については、条例改正に伴い、年税額が800円の増額。5割軽減世帯では1,800円の減額。2割軽減世帯では3,300円の減額。軽減なしの世帯では6,500円の減額となっています。

次に、7ページをご覧ください。二点目の改正内容であります。今回の条例改正ではございませんが、3月末に予定されている国の税制改正に伴う国民健康保険税の課税限度額及び低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減基準の改正についてでございます。予定されているものとしまして、まず、国民健康保険税の課税限度額の改正についてでございますが、(1)の医療分、(2)の子ども・

子育て支援分の2種類がございます。(1)の基礎課税額(医療分)に係る課税限度額の改正についてでございますが、現在の66万円から67万円に1万円の増額改定するものです。(2)の基礎課税額(子ども・子育て支援金分)に係る課税限度額の改正についてでございますが、こちらは、令和8年4月からの新設となり、限度額は3万円となります。課税限度額の引き上げによる影響の試算ですが、約89万円の課税額の増額となる見込みです。次に、(3)低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減基準の改正についてでございますが、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を30万5,000円から31万円に、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を56万円から57万円に、それぞれ増額改定するものです。これは、国において、物価高騰の経済動向を踏まえ、国の軽減判定所得を見直すもので、この軽減措置の対象の拡大により、軽減対象者が増えることから、約177万円の課税額の減額となる見込みです。減額になる部分につきましては、国・県・市により軽減相当額が公費補填されます。なお、この二点目の改正につきましては、国の税制改正に伴う本市の国民健康保険税の改正になることから、現在、国会で審議中であるため、国会の可決後、速やかに市長専決による改正予定となっております。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長(板橋真弓君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

阪本委員。

○委員(阪本久代君) 値下げになるところが多いってことはありがたいことやなと思うんですけど。ただ、所得のない7割軽減

や5割軽減のところが、僅かとはいえ増額になるってところが一番問題だと思います。増額になる世帯ってというのは何世帯あるんでしょうか。

○委員長（板橋真弓君）保険年金課長。

○保険年金課長（丸賀啓史君）約2,409世帯となっております。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

阪本委員。

○委員（阪本久代君）議案第32号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 今も言いましたけど、やっぱり所得のない、本当にしんどいところが値上がりするってところが一番問題だと思います。

2,409世帯ってということは、国保に加入してる世帯のかなりっていうか、かなりの数を占めていると思いますし、やっぱり、ここへの救済っていうのがないということが一番問題だと思いますので、反対いたします。

○委員長（板橋真弓君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ほかに討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（板橋真弓君）起立多数であります。

よって議案第32号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

7 請願第10号 橋本市学童保育の運営体制の見直しに関する請願について

○委員長（板橋真弓君）次に、請願の審査に入ります。請願第10号の紹介議員は、小林議員であります。

お諮りいたします。

本請願の審査にあたり、会議規則第142条第1項の規定により紹介議員である小林議員の本委員会への出席を求めることとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

これより、請願第10号 橋本市学童保育の運営体制の見直しに関する請願についてを議題といたします。

それでは、請願紹介議員より、請願理由等について説明願います。

小林議員。

○紹介議員（小林 弘君）すみません。よろしくお願ひします。請願の朗読の前に、ちょっと請願者から、ちょっとお手紙いただいておりまして、これ朗読をさせてもらうことは可能でしょうか。

○委員長（板橋真弓君）どうぞ。

○紹介議員（小林 弘君）よろしいですか。先生方よろしくお願ひいたします。

学童保育の運営に日々ご尽力いただいている皆さまには、長年にわたり子どもたちの放課後の安全と成長を支えていただいていることに心より敬意を表します。

近年、利用児童数の増加が見込まれる中で、入所に関する運用について利用を希望する

保護者の間で様々な意見が出ている状況です。いずれも、子どもたちの生活環境を大切に思うがゆえの声であると受け止めております。

今回、この請願を提出いたしましたのは、新1年生として、これから入所を予定している立場にあることが背景にあります。入所前の段階で調整が行われる可能性について説明を受ける中で、実際にその対応となり得る立場として、入所前に感じている率直な思いをお伝えすることが大切ではないかと考えました。まだ入所していない立場から申し上げることは心苦しさもありますが、入所前だからこそ感じる視点を共有させていただくことが、今回の制度の透明性や安定性の向上につながるものではないかと考え、本請願に至りました。

現在の運営体制は、多くの努力のうえに築かれてきたものと理解しております。そのうえで将来的な利用増加や環境変化に備え、主として制度面の整備を進めておくことが、結果として関係者全体の負担軽減や誤解の防止につながるのではないかと考えます。子どもたちにとって、学童保育は日々の生活の一部であり、安心して過ごせる継続的な環境が何より大切です。その安定性は保護者の就労や家庭生活の基盤にも直結しています。法人・市・保護者がそれぞれの役割を尊重しながら、より安定した仕組みをともに考えていく、そのための対話の機会をお願いするものでございます。どうか前向きな議論の出発点としてご理解いただけるよう申し上げます。

本文に入らせていただきます。

橋本市学童保育の運営体制の見直しに関する請願 請願者 大竹由起さんです。他に、1,376筆の署名をいただいております。

橋本市学童保育の運営体制の見直しに関する請願

1. 請願の趣旨、橋本市における学童保育

（放課後児童健全育成事業）について、市が責任主体として関与する運営体制（市直営、または市が設置主体となる民営委託方式）への移行を含め、運営体制の見直しを早急に検討し、関係者による協議の場を設けることを求めます。

2. 請願の理由、橋本市は、山や川に囲まれた自然豊かな環境の中で「のびのび子育てがかなうまち」として注目され、「子育て日本一をめざすまち」として子育て支援施策に積極的に取り組んでいます。

現在、橋本市の学校保育はNPO法人 はしもと学童保育の会などにより運営されていますが、今後も定員超過となることが予測されており、新1年生の入所希望者が増えるたびに、新1年生のみを対象とした抽選が行われ、その結果、他の学童保育所への移動を余儀なくされるという運用が続くと説明を受けています。

この点について、在籍している児童全体（1年生から6年生まで）を含めた公平な調整であれば理解できるものの、新1年生のみを対象とする抽選については、保護者の間で強い不安と不公平感が生じています。しかしながら、運営法人と協議を行っても、理事会で決定した事項であり変更はできないとの説明にとどまり、現行の運営体制では、利用者の声を反映した柔軟な制度見直しが困難な状況にあります。

学童保育は児童福祉法に基づく公共性の高い事業であり、入所調整や利用ルールの在り方については、公平性・継続性・説明責任が強く求められます。全国の放課後児童クラブの約75%は、市町村が設置主体として関与する運営形態であり、自治体が責任主体として関与することが一般的です。

3. 請願事項、（1）市直営または市が責任主体となる民営委託方式を含め、学童保育の運営体制の見直しを早急に検討すること。

(2) 定員超過や入所調整に関するルールについて、市の関与のもとで制度設計を行うこと。(3) 保護者・運営法人・市が参加する協議の場を設けること。

以上でございます。

先生方のご賛同いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○委員長(板橋真弓君) 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

阪本委員。

○委員(阪本久代君) すみません。請願の要旨と請願事項の(1)、(2)、(3)も、同じようになってくるんですけど。ここで、「市が責任主体として関与する運営体制への移行を含め、運営体制の見直しを早急に検討し」って書いてあるんですけど、要するに、今現在のNPO、今、橋本市内にある学童は、NPO法人 はしもと学童保育の会がやっていると、それ以外にもあると思うんです。独自にやっていると。でも、この場合、この「運営体制への移行」、「見直しを」っていうことは、むしろこの請願の理由を読んでも、このNPO法人を、まあ言ったら否定するように取れるんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○委員長(板橋真弓君) 小林議員。

○紹介議員(小林 弘君) すみません。先生ありがとうございます。

私が請願者とお話しした限りでは、そのNPO法人を否定しているわけではございません。ただ、新1年生、不安なときに学童にお世話になっていくんでありますけれども、その小学校の学童に入れたらそれは問題はないんですけど、よその小学校へタクシー乗って行ってくださいよとか言われたりした場合に、大変不安な1年生が、これから入ってくることに對して不安ですので、そういうことを鑑みながら思ったことで、その一石を投じたいというような気持ちなんかなと思

っておるんですけども。

ここんところ、私もちょっと学童については専門的なことあんまり知りませんけども。先生方のほうが逆に専門的な委員でいらっしゃるんで、ここんところ、ちょっと逆にお聞きしたいなと思っておるんですけど、どうでしょうか。

○委員長(板橋真弓君) 質疑を続けます。

ほかに質疑される方ありませんか。どうですか。阪本先生、いいですか。

小林議員。

○紹介議員(小林 弘君) 今、先生おっしゃるのは、この文面から見ると、そのNPO法人を否定しているんじゃないかなということなんです。私から言わせていただくと、このNPO法人を否定しているわけではございません。

○委員長(板橋真弓君) 南出委員。

○委員(南出昌彦君) この文面の中の、請願の理由の最後の一行、二行なんですけども。全国の約75%が、市町村が設置主体というふうに書かれてあるんですけども。反対に、本市がそういう形に持ってこなかった理由っていうのが、ちょっと説明できる方がおれば、当局のほうで、お願いしたいんですけど。

○委員長(板橋真弓君) 当局、説明できますか。

教育総務課長。

○教育総務課長(丸山恭司君) もともとですね、保護者会運営という形でスタートしたのがルーツでございまして、そこに対して補助していくっていうような形の形態がスタートになってますが、その形態が続いているという状態です。

○委員長(板橋真弓君) 堀内委員。

○委員(堀内和久君) 僕も阪本先生と同じように、日本語の解釈ですよ。請願書の日本語の解釈で言うと、ちょっと否定的に感じてしまわれますよっていう意味であって、小林先

生、紹介議員さんが言われるように、否定するものではございません。当然、保護者の方々もNPOに日頃の感謝っていうのを持ってくれたうえで、新1年生が抽選になるから、こういう請願に至るとるんやっていう趣旨は十二分に理解します。

先に順序追っていくんですけど。この請願がもし採択がこっちで受理したときに、当局に伺います。運営実施自体、運営母体、NPOさんは、こういう請願あがるとるっていうことをご存じなのか否か。この請願が、もし議会で受け入れられたときに、このNPOの団体は、これ日本語の解釈ですから、誤解とかそんなも当然出てくる、摩擦が出てくると思うんやけども、運営母体は、じゃあ、私らはここまでしかできませんから、じゃあ、違うとこでやってもうてくださいよとか、そういうふうな話になれへんのかなとか、その辺が、まずスタートラインで心配なとこなんですけど、当局の見解はいかがですか。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）こういった署名活動など、活動されてる請願、署名を求める活動されてるのはNPOさんもお存じかと聞いています。もし運営方式が変わった場合もですね、続いて協力いただけるような制度設計とかっていうのは、必要なかなと思いますけど。もちろん協力いただけるように取り組んでいきたいと思っています。

○委員長（板橋真弓君）もう一度。

堀内委員。

○委員（堀内和久君）二つ目の話、僕の問い方が間違ってたかな。

この請願が採択されてしまうと、もう、私らは、今まで頑張って、当該NPOは頑張ってやってきとるけど、その運営方式に、ちょっとこう意義というか、変革を唱えられるんやったら、もう私ら限界やから違うとこ行っておくれよとか、私らもちょっと自信なくす

んでとか、受けてくれるかどうか、そういうのは、当局としてどない感じますかっていう話。変わらずやってくれると思いますとか、その、ちょっともう、もう公募かけてくれよとか、そういう話になるのか、それをお伺いしとんです。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）そうですね。ちょっとそこまで詳しいというか、お話しはまだしておりませんので、もし請願の行方に、次第によっては、団体さんとも話しをしたいと思っております。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）でもね、この請願あがる前から市とNPOの信頼関係で言うたら、市はここに持ってもらわな困るとちゃうの。ほんで最初の立ち上げがそうで、社会情勢がこうで、補助金付けて、NPOの人らに一生懸命やってもうて、少子化の中でも学童の1年生が増えてきたからこういう問題起こるとるっていうことは、市が緩やかなね、対応を今までお願いベースで、もうちょっとどないかしたってくれへんかっていう話とか、要はキャパの話やから、市ができることは予算導入して、お金を付けて、学童の何て言うの、ハードで言うたら場所の確保、今回やったら応其が古いから建て替えるとかあるじゃないですか。プレハブとは言わんけども、空き教室とは言わんけども、平米数を広げてあげることで、子どもの受け入れの幅って広げれるやんって、こうなったときに、この請願の意味っていうのは、違う形で緩和できるわけじゃないですか。市は何かこう変革とか、請願に対してマルかペケかの前に、市ができることっていうのを模索してあるのっていう話なんですよ。検討の前に。ここが一番大事なことやと思うんですよ。

これでも実際、僕も教育部長とNPOのとこにお邪魔して、どないかなりませんかって、

私も言ったことがありますよ。NPOの人にお話ししたら、本当によくやってくれてる人たちだなんて思うんで、これ以上もう言えへんだなんていうイメージを持っています。だから、市としてどうしたるかっていうのがまず大事であって、このままいく、で、何て言うん、付いて行くっていう、この団体にしてもらわな困るんやっていう意思を持ってるのかどうかとか、この辺のスタートラインが、この請願を審査する前に私としては必要な意見なんですけど、いかがですか。

○委員長(板橋真弓君) 教育部長。

○教育部長(岡 一行君) お答えいたします。

おっしゃられたとおりで、今まで学童さんずっとやってきてもらって、私も直接お話し役員さんとさせてもらいました。子どもたちのことをよく理解してくれて、確かにこの抽選っていう話あったんですけど、実際は、学童さんのほうでも調整はしてくれてるんですよ。やはり数のこともありますけども、やはり学童保育っていうのは、子ども子育て支援事業なんで、低学年の子向きで家でお留守番できないっていうところで、そういった形で、やはり高学年よりも低学年のほうに必要性があるっていうことも共有できてますし、できるだけ子どもたちが自分たちの行く学校のところで受け入れできるようっていう、実際の調整はしてくれてます。

今、議員おっしゃられた中で、やってもらわな困るんかっていう話しあったと思うんですけど、やってもらわな困ります。そんなん実際、直営とかって書いてくれて、言うたら怒られるのかな。書いてくれてありますけど。今と同等のことを、じゃあ、市ができるんかって言ったら、そんなん正直いたしかねるところ、とてもできない。今の学童さんのやってくれてること以上のことは、そんなん言えませんので、正直、続けていただいて、共有させてもらわんと困ります。

以上です。

○委員長(板橋真弓君) 堀内委員。

○委員(堀内和久君) この意見聞いたうえで、紹介議員にお伺いするんですけど。このNPOの受け皿が、もし衰退したり、マイナスな動作が働いたとき、もしくは受けてくれなくなったときに、代わりに受けてくれる方っていうのはあるんでしょうか。

○委員長(板橋真弓君) 小林議員。

○紹介紹介(小林 弘君) すみません。ありがとうございます。そこんどこまで紹介議員として、次の受け皿あるんかという質問に対して、明確に答えられる答えを持っておりません。これが答えられるのでしたら当局さん、もしこんな、こういうの答えられるんでしょうか。ちょっと分かりません。私自身は、ちょっと明確な答えを持っておりません。

○委員長(板橋真弓君) 堀内委員。

○委員(堀内和久君) そしたらね。この請願の思いの理念とか、保護者さんの気持ちは、すごく僕、痛いほど、去年から分かつとるんで、何もできなかった自分の反省もあるんですけど、要は、落としどころって言うたら大変失礼な言い方ですけど、歩み寄った解決方法の一つとしたら、やっぱり学校区でおりたい、ハードがすぐにできない、この団体にはおってもらいたいという当局の考え、これ守ったらなあかんと思います。でも預けたいという保護者の願いが、やっぱり一番ウェイト重いと思うんです。そしたら私、この文章読んどったら、1年生から6年生まで含めた公平な調整であれば理解できると、どんな調整やったら理解できるかって、私、すみません。子どもいてないんで、客観的に見れと思うんです。素人ですけど。でも、1年生、よく高学年のお兄ちゃんお姉ちゃんって言いますよね、これ1年生のために、5、6年生とか、これ学童、僕、調べたんですけど、席置いとるけど来てない5、6年生、結構おる

と思うんです。この整理っていうのを、来年中学校行こかっていう6年生のお兄ちゃんお姉ちゃんにどいてもうたら、あえて言うんですよ、きつい言い方するんですよ、また5、6年生の保護者から僕怒られるかも分からへん。それ承知のうえで言うんですけど、高学年のお兄ちゃんお姉ちゃんがどいてくれて、弟妹たちどうぞって、1年生ファーストっていう基準を、教育委員会として指針持って学童さんにお願ひに行くっていうことで、この請願っていうのは受理しなくてもいいんじゃないのって、私は思っとなですけど、いかがですか。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）学童保育の本来の趣旨は、低学年向けの支援事業です。

当然、当然です。合理的配慮の必要なお子さんは、学年等は限定するものじゃないんですけども。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）私の質問ですから後で言うてください。

いや、でもね、僕は客観的に思うんですよ。でも来年、僕は地元河南なんで、また地域性も、あやの台とか北のほうと地域性違うかも分からへんけど、5、6年生の子らほとんど学童行かんと、その辺で無茶苦茶遊んどんですよ。僕ら子どもの頃もそうやった。でも、そんな昔の昭和の話とちごて、今は令和なんやから、そんなこと言うとなら笑われんのも分かつたんですけど。でも、1年生の弟妹たちのために、ちょっと代わったってよっていう、兄弟姉妹おったらちょっと話も別やし、家庭の環境もあろうかと思うんやけど。ちょっと何かお願いベースで整理したら、1年生ファーストっていうのが、僕はあれば解決できへんかなっていう意味で、今、質問しただけで、教育委員会の指針のところがどうなんかっていう、教育大綱に基づいた、この学童に

対してのタッチっていうのがどうなんかっていうことを整理できれば、僕は、また違う話になる。逆の意見もあるんで、それはそれで、そっちで答えてくれたらかめへんのやけど。やっぱりNPOさんが一生懸命汗かいてくれとんやったら、お願いベースが限界やと思うんです。勧告も、何て言うん、法的根拠もないし、このバランスなんです。教育委員会の考え方一つで請願の色が変わるんですわ。僕はそういうふうなことを思っとなですけど、教育委員会はいかがですかっていう話です。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）ニーズということに関しては、年齢的な区切りは、スパンッというものはないんですけど、必要性ということに、この事業のことに関しては、お願いベースとして、運営側と保護者が就労している間にお預かりしていただくっていうことを、お話ししていくべきかなと。できれば、キャパのことに関しては、やはり年齢的な、学年的な配慮はしてほしいなっていうのはあるんですけども、あくまでお願いベースでしたいと思います。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）もう一つ付け加えると、「（1年生から6年生まで）を含めた公平な調整であれば理解できる」という定義が、人それぞれ受け取り方違うと思うんですけど、僕が言うのは、ごめんなさい。もし溢れとるところがあれば、1年生ファーストで無条件に入れてあげて、6年生が抽選もしくは5、6年生が抽選っていうことが、僕は平等性やと、僕は思うんですけど。ハードがクリアしてあげたら一番いいんですよ。見てくれる人材を予算化して、予算化してもハードのスペースがなかったら意味がありませんから、それが僕の思う平等性やと思うんですけど、この請願者の思いと署名いただい

た1,376人かな。間違ってたらすみません。大変失礼しました。請願者の思いと僕の思いがイコールになってなかったらお詫びしますが、私はこういう考え方の人間なので、そういうふうにはできないのかなって思うんですよ。なんせ1年生ファーストにしてあげないと、今まで6年生の子は5年間入れとる権利があったわけですから、僕の平等性とは、そう考えるんやけどいかがですか。教育委員会の平等性はどう捉えるんですか。

○委員長(板橋真弓君) 教育部長。

○教育部長(岡 一行君) 子どもの状態によると思うんです。やはり。家庭状況もありますんで。

○委員長(板橋真弓君) 教育部長。

○教育部長(岡 一行君) 失礼します。

学年っていう形になりますとね、スパンッと割れないところがあって、子どもの状態ということで、やはりそういったところを踏まえて利用者の継続ってのは、やっぱり必要かなと思うんですけど、実際、必要性っていうのは、学年的なことが出るんですけど、やっぱり子どもの状態を重視すべきと考えます。

○委員長(板橋真弓君) 堀内委員。

○委員(堀内和久君) そうしたら、溢れとるときに、教育委員会さんは、入れるか入れれへんか分からへん1年生と、今おる6年生と同じぐらい大切やっていうことなんですね。だから、入れれへんでも6学年の全員の抽選っていうことになるのか、それとも、これから入るであろう1年生だけが抽選せえっていうことなんかって、そういう考え方だったら、この請願の趣旨が成立するから、それはちょっと違うんちゃうのって私なるし、考え方の指針の違いやと思うんですよ。

○委員長(板橋真弓君) 教育部長。

○教育部長(岡 一行君) 今、利用している子どもさんが上の学年にあがるときに、高学年になったから必要かどうかっていうのと、

新1年生が家庭保育ができないんで、保護者の間に預かるっていうことは、なかなか優劣は正直付けにくいと思います。ですから、子どもの状態っていう形になると思います。

だから、数で言うとキャパがありますんで、議員最初おっしゃられたように、登録だけしといて、実利用が、そこまで頻繁に利用されてなかったら、そこは申し訳ないけども、下のお子さんのところにいろいろお声掛けをしていただいて、お願いベースで、そちらのほうは配慮はしてほしいなっていうのは、お伝えしたいと思います。

○委員長(板橋真弓君) 堀内委員。

○委員(堀内和久君) でもね、請願に書いてあるじゃないですか。「新1年生のみを対象とする抽選については、保護者の間で強い不安と不公平感が生じています」っていう、ここやと思うんですよ。新1年生は全員入れたらよっていう考え方やったら、この署名の方々、千三百何人が変わってくるかも分からへんの違うんですか。新1年生をファーストにしてあげようよってというのが、橋本市の姿勢やったら、僕はこの請願は必要ないと、すみません。思います。そこなんですよ。もうそこは、もう答え、僕の分はこれ結構です。

○委員長(板橋真弓君) ほかにありませんか。

土井委員。

○委員(土井裕美子君) 議員間討議は、また後の話にして、この請願の理由のところなんですけれども、私も読ませていただいたら、この、やっぱり1年生の保護者さんが1年生が入れないことにより、そういう理由があったから、この請願を作られたと思うんですけども。私は、この3番目の請願事項っていうのの(1)(2)(3)に重きを置いてやるべきだと思います。理由は、理由として、請願事項の(1)なんですけれども、「市直営または市が責任主体となる民営委託方式を含め、学童保育の運営体制の見直しを早急に検

討すること。」ってありますね。これ、私、学童保育の民営委託方式にしてほしいっていう一般質問は何回もやっております。

皆さん、まだなかなかご理解いただいてないのは、今、公設民営でNPO法人さんが10の学童を運営してくれているわけですが、それは、委託方式ではなく補助金運営なんですよね。だからまず、ちょっとそこで説明を当局に求めます。私、一般質問のときには何回も言ってるんですが、なかなかご理解いただいてない部分もあるので、補助金方式、今の状況ですね。と、民間委託方式にした場合の違いっていうか、それをちょっと当局から説明を求めます。まずそれ教えてください。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）まず、今の補助金の方式というのは、運営団体さんがおって、その運営に対して補助をしているという状態になってます。委託方式ということは、市の事業として業務を委託するという形にという理解でおります。

○委員長（板橋真弓君）土井委員。

○委員（土井裕美子君）あのね、もっと具体的に言うてくれます。補助金方式っていうのは、補助金だけ与えて、あと全部のルール、運営ルールは、NPOさんとかが値段も含めて全部決めてっていうことですよ。委託方式になったら、今、民間のこども園とかがやってるような、市が受付をして、入る基準もちゃんと市が割り振ってやるっていうことですよ。その辺もうちょっと詳しく説明してくださいよ。分からへんことが多すぎるから。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）委託方式にもしなりましたら、当然そういった料金の設定であるとか、入所の基準であるとかっていうものも含めて、今、事務関係とかですね、入所に関するところ、料金に関するところ、施

設の整備とかに関するところなどが、市が主体となってやっていく形になるかと思います。

○委員長（板橋真弓君）土井委員。

○委員（土井裕美子君）それを、それは今、運営を補助金方式でやっていらっしゃるNPOさんは求めているわけでしょう、これ。求めているっていうふうに私聞いてるんですよ、NPO法人さんに。だから、今回のこの1年生だけを抽選しますとかっていうことも、市がちゃんと民営の委託方式を取ったら、市のほうとその保護者さんはきっちり話しができるわけですよ。だから、その辺の責任主体をしっかりと市が主体、責任主体となってやってくれっていうことを請願事項でこの保護者さんも言ってらっしゃるわけですよ。

この請願を出すにあたって理由は何であれ、私はこの請願事項っていうのを、きっちり中心として据えて見るべきやと思うんですよ。何もその1年生だけが先に優先的に入れるようにしてくれて、私は、これは言っていないと思うんです。見方、それぞれの委員さんの見方はあるかもしれないけれども。保育所にしても、やっぱり、入れない子もいるわけじゃないですか。あぶれる、あぶれるっていうたら言い方おかしいけど、待機児童が出てきてるわけですよ。それと同じように、学童保育も待機児童が出てきてるわけやから、それを、NPOとか民間に任せるんじゃないかって、市がきっちりとある程度の入所基準の設定・ルールを決めて、待機児童が出てくるときには、このようにしますよっていう、しっかりしたルールを決めた後に、運営の団体さんに方向性を出してくださいっていうことを、市がやってくれっていうのが（1）じゃないかなって私は思うんですけど。それと違うのかな。そうじゃないんですか、紹介議員さん。

○委員長（板橋真弓君）お答えできますか。

小林議員。

○紹介議員（小林 弘君）ありがとうございます。そのとおりでございますけども。

このNPO法人さんも私行かせていただきまして、この文章についてお尋ねさせていただいたのが、松本統括主任の先生とお話しさせていただきました。ただ文面の中の上に関しては、「在籍している児童全体（1年生から6年生まで）を含めた公平な調整であれば理解できる」という言葉が、ちょっと気になるよってということで、するとその、何て言うかな、高学年になったさかいっていうて、ちょっと出ていてっていうのも、いろんな事情があって難しいともお話しもお伺いしました。

ただ、市としては、しっかりNPO法人さんに寄り添っていただいて、1年生からしっかり学童保育に入れる体制を作っていたきたいってのが、この請願の趣旨だと思います。そこんところよろしく願いして、先生方にテーブルのほうへ上げていただきまして、しっかりと市に対しての強い権限を持って協議していただけるようにしていただけるのが一番嬉しいと思っていますので、よろしく願います。

○委員長（板橋真弓君）ほかに。

土井委員。

○委員（土井裕美子君）だから私は、この請願の理由はいずれにせよですね、この3番目の請願事項に関しての（1）、（2）、（3）をしっかりと読み解くと、これは、市がやるべきことやなと思っていますので、納得ができるんです。（2）にしても、ここでその請願理由の説明が、ここで解決すると思うんですよ。

「定員超過や入所調整に関するルールについて、市の関与のもとで制度設計を行うこと。」何もここで1年生を先にどうのこうの、6年生はどうのこうのって書いてないでし

よ。（3）の「保護者・運営法人・市が参加する協議の場を設けること。」これはもう当たり前の話だと私は思います。

だから、この請願者の思いの、請願に至った理由も納得できて事実だろうけれども、この方が、この請願者が一番求めているのは、請願事項の3つの事項だと思います。この中身に関しては、請願事項を全部読ませていただくと、私も、何回も一般質問で質問してきた内容と同じでございますし、私もNPO法人さんといろいろ細かい調整っていうか、話しもさせていただいておりまして、NPO法人さんが求めるものと同一のものでございます。ですので、その請願をするにあたって理由は、それがきっかけとなったかもしれないけれども、この請願者さんに関しては、その請願事項の3つをしっかりとやっていただければよいということの趣旨だと、私はこの請願を読んで感じております。

○委員長（板橋真弓君）ほかに質疑される方。

南出委員。

○委員（南出昌彦君）私の感覚で言うと、要は、1人も何て言いますか、その抽選とかにならずに、結局は、施設も含めた設備の整備と、それと支援員さんを含めた人材の確保がきちりできれば、子どもたちを預ける、安心して預けれるのかなという、そういう観点で言いますと、やはり人材の確保がなかなか難しいよっていう悩みであるとか、設備、施設の確保もなかなか難しいよっていうNPO法人さんの悩みを解決しようと思えば、やはり自治体と一緒にやって運営をしていくっていう方法がベターかなというふうに思うんですけど。その点、当局はどうでしょうか。どう考えますか。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）運営とかにあたっては、当然、市も行政も協力しながらしていくのがベターでと思っています。

○委員長（板橋真弓君）南出委員。

○委員（南出昌彦君）であるならば、補助金方式と委託方式という2つの方法があると思えば、その辺はやっぱり運営をしていたらいい。NPO法人さん等も含めて、これもええ機会やと思いますんで、一度、問題点・課題等を整理していくうえでも、話し合いを進めるっていうのが、解決できる一つの方向性なんじゃないかなと。それはすべて、やはり子どもたちのためにというところからスタートすると、そういうことをすべきじゃないかなというふうに思いますけど。どうでしょうか。当局は。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）いろんな課題について関係する方とお話ししていくっていうのは大事やと思いますし、やっていかないといけないことだと思ってます。

○委員長（板橋真弓君）ほかに。

岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）請願の中のね、「今後も定員超過となることが予測されており、新1年生の入所希望者が増えるたびに、新1年生のみを対象とした抽選が行われ」っていう、要は今後どうなるんだっていうことも含めてなんですよ。

まずね、だから現状、議事録残したいんで聞きたいんですけども。今年度も予算付けましたよね、学童、送迎の部分。だから、どこの小学校の定員が何人増えて、どこに行きます、何人増えていきます。来年度、じゃあ、また入学される方が、また何人超過して、何人出なくちゃいけないです。出た子どもたちは、今回抽選にあぶれてね、隣の小学校に行かなくちゃいけない子どもたちは、じゃあ、来年度また定員超過のときになると、その子どもたちは、どのタイミングでこう、自分の学校に戻れる、その権利というか、もう一回抽選し直して、今度はまた来年1年生だけま

た抽選することになるんですかね。どういう基準で学童の、その配分が決まるのかって、その現状をですね、まずちょっと教えていただきたいと思います。人数的なものを見込みですね。

○委員長（板橋真弓君）暫時休憩いたします。

（午前11時45分休憩）

（午前11時46分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。

岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）来年度は、一応、入るから大丈夫ですっていうことですね。今後は見えませんということに、そこに対する当局の、まずどういう方向性でいこうと、キャパを増やすことで、とりあえず来年度以降増えてもね、もう入れるんで、こういう今後問題が起きないので、今回もう、こういう請願あがってますけど、こういう新1年生があぶれることはないんで、心配ご無用って言うてもらえるのかどうか、まずその観点で、まず整備状況について確認します。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）高野口の小学校については、今年、教室一つお借りすることできて、何とか対応ができたということです。応其小学校は、来年度の予算に新築の予算付けてるんで令和9年度から見込みが広がるような形になります。ほかに、例えば、あやの台などはかなり厳しい状況続いてますので、そこらも検討していかないといけないところにはなっています。

○委員長（板橋真弓君）南出委員。

○委員（南出昌彦君）来年度はいけるということなんですけど、じゃあ次の年からどうすんのっていう話なんだけど。市の考え方、姿勢っていうのが、1人もそんな抽選なんかせんでも預けられるような体制に持っていくん

やっていう固い、強い姿勢を持って、1年後のために動いて、私はいくべきやと思うんですよ。そういうことから言うと、支援員の数であるとか、施設の整備であるとかっていうことを考えると、この請願の内容、理由は別として、請願事項の市直営もしくは民営委託方式、民営委託方式になるのかなとは思いますが、そういうことをしっかりと考えた中で動いていくっていうことを進めていかんとあかんのちゃうかなと思いますけど。教育部長どうですか。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）いきなり民営化ってなりましたら、今6つの運営主体がありまして、学校内で3つ、学校外で3つの運営主体がありますので、民営化ってなりましたら、やはり一律のそういった内容を示す必要があると思います。そうなりますと、やっぱりそれぞれの各運営者さんとお話しをさせていただく必要が、時間も必要ですので、ちょっとおっしゃられたように市が関与するところとは、当然、その部分はすべて学童さんに任せっきりにして、あと頼んどくでっていう、そんなんじゃないんで、やっぱり来年、もう1年先のことを考えたら、来年の6年生の子が卒業したら、その分、普通空くっていうのは分かるんですけど、そういったところの見込みどうですかっていうようなところですね、すべて学童さんに預けるわけじゃなくて、教育総務課も間に入ってですね、見込み的にどうですかっていうところは介入していきます。今まで、そういうふうに読み取られなかったとこあったかもしれないですけど、やはりそういった形で、見込み数っていうところはですね、間に入って、教育委員会も関わっていくっていうところは、ご理解いただきたいと思います。すべて何もかも学童さんに任せっきりでやるっていうわけではなくて、考えていきたいと思っています。

○委員長（板橋真弓君）阪本委員。

○委員（阪本久代君）ということは、今までには関与してなかったっていうことですね。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）違います。

○委員長（板橋真弓君）田中議長。

○議長（田中博晃君）補助金で市は関与できるんですか。そもそも。今の答弁やったら関与って言うところけど、もう、そこから変えていかんとあかんでしょ。そこはきっちりせえな答弁。

○委員長（板橋真弓君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）その関与って、補助金だけ出して、利用の見込みとか、そういったものは、子ども・子育て支援事業で「量の見込み」と「確保の方策」ってところがあって、市全体の中で考えていくのがあるんですよ。ですから、そういった意味で、利用調整とか具体的なことまでは入れませんが、そういう受け皿とか、保育士の確保とかあるじゃないですか。そういったところは、各団体さんのお話しもしていく必要があるっていう旨で捉えていただきたいと思います。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）皆さん、喧々諤々それぞれが正解で合うと思うんですけどね。僕やっぱり一番気になるのが、やっぱり請願の理由のどこから、土井先生言われてる、3番の小さい（1）、（2）、（3）、これが本来の目的なんで、市がちゃんと関与すること、これもごもっともやと思うんですけど、やっぱりきっかけとなるのは、理由の「在籍している児童全体（1年生から6年生まで）を含めた公平な調整であれば理解できるものの」っていうところが、やっぱり僕は一番説明の中で引っかかるんで、別にこれを書いて、そういうつもりじゃないんでじゃなくて、これらがあるから署名1,376集まってるんでしょ。請

願ってというのはそういうものじゃないですか。だから、この趣旨で、1年生の子が困るとる。何で、新しい入る1年生の弟妹たちが、何て言うのかな、まだ1回も学童入ってない子たちが抽選にならなあかんのよっていう意味で署名捺印がこんなけ集まるとるんかになって、僕やったら、この文章読んだら、それで署名捺印しますわ。いや、実はこうじゃなくて、これは前段の話のきっかけであって、要は、委託方式にするとか、市がもっと関与してもらうことを目的として署名捺印してもらうとんやって、この1,376人に聞いて回るわけでもないですけど。皆さん、一般の市民としてどう思います。署名捺印するときに、どこ見て、どこ解釈して、ほんで、署名捺印する、お願いしますって言いに来る人がおられて、これってどういう意味なんって細かく読んでも、ここは1年生の子が入れれへんからかわいそうなんよって、だから、市に物申したいんよ、力貸してよってというのが署名やと思うんですよ。ここの日本語の違いやったら、ここの請願の理由をフワツとしといて、ここの実は2番のどこをドスンといきたかったんやってというのは、署名捺印の人に結果として2番、3番がクリアできたら、この新1年生が抽選だけさせられるっていうことが緩和できるって、結果オーライかも分からないですけど、ちょっと入口と達成する目的のどこってというのが、やっぱり違うと、僕は、この請願に対してはそう思うんです。目的イコール理由イコール署名の、何て言うん、数の思いの理念には、私はちょっと、私は違うと思う。結果として、僕は全員入れればええのは分かっただけですよ。

結局、委託方式っていう言葉出とるんですけど。市にもう一個だけ聞くんですけど、さっき土井先生言われた、もともと委託方式云々ってあると思うんですけど、NPOさんは委託方式を望んどるんですか。今の状態に

NPOの団体は、補助金を渡してやっていたいという形に、対話ぐらいするでしょ、補助金下ろすんやから、関与してなくても。委託方式にしてくれってというのが、向こうからあったのか、なかったのか。そこってどれくらい大事なことやと思うんですけど。

○委員長（板橋真弓君）教育総務課長。

○教育総務課長（丸山恭司君）制度の中では、委託というようなことも含めて希望されているかと理解しております。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）きちんとそこら辺を議事録残しとかないと、委託方式を希望しとるんやったら、プロポーザル公募しても来てくれへんっていうことは極めて低いですわね。そこちゃんと考えて整理したらええんちゃいます。委託方式にする、しないは別として、この請願を受けるにあたってね。

でも、私の理念としたら、この請願で言うたら、新1年生が入れれへんから、みんなで協力して議会に請願出して、民主主義をもって、ちゃんと行政に突き付けようよっていう法律の下にあるのが請願やから、そこきちんと整理、教育委員会でしていただかないと、私はこの請願は、私は受けられない。これだけ言うときます。

答弁は、もう結構です。

○委員長（板橋真弓君）ほかにありませんか。

岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）そうですね。請願のこの受け方の何ですか、私もね、これ見るとね、やっぱり1年生が入れなかったって保護者さんの問題意識があって、当然、お願いしますって言ったけど、抽選するという経緯になって、その抽選の経緯のやり方が新1年生のみを抽選するという決定だったと。そこが、まあ言ったら新1年生の保護者にとっては不満であって、ほんで、実際、運営主体に言っても、やっぱり埒あかんので、もう市が

音頭とってやってくれよという経緯で、だから市がやるか、直営でやって、委託方式でね、市が介入して管理をやってくれというような、今の、だから、やっていただいている法人さんに対してね、その経緯は、今の法人さんのやり方は、もうちょっと気に入らんから、市がもう直接入ってくれっていうような請願になってるわけですね。だから、そこはね、すごくきつい表現に僕はなってるなっていうのが正直なんですよ。

だから、この請願の趣旨は、結果として、初めに親御さんがNPO法人さんに行って、せめて1年生だけじゃなくて全体で抽選した結果で決めてくれたら、まだ飲み込めるところあるんだけど、やっぱりちょっと飲み込まれへんという部分があるから、ただ、主体は市に言うこととしては、主体に直接言えないので、結局やることとしたら、市が直接介入するような方式にしてくれっていう請願になってるんだけど。ここの部分のね、受け方が、正直私としては、話のストーリーの流れとしてですよ。だから、この請願を受けるっていうことは、やっぱり今の学童保育さんかな、特にね、この名前が挙がってるのは、のやり方が、やっぱりちょっともうね、受け入れられないから市がやってくれっていうふうなふうに、もしくは、そういうやり方をやるように市が委託事業にしてもらって、口出せるようにしてくれっていう請願なので、私としてはちょっと、なかなかちょっときつい表現なのかなという印象はあるんですけど、そういう解釈でよろしいですか。

○委員長（板橋真弓君）小林議員。

○紹介議員（小林 弘君）すみません。

この請願者さんは、やっぱり当事者であられて、そういう流れになった時点で、いろいろと法人さんのほうにも交渉にあられたとお聞きしております。ただ、その交渉にあがる中で、なかなか明確な答えをいただけな

かったということで、この署名をすることに至っていると思います。

この請願の文章については、これでもう本人が回っておりますので、後で請願の文章を変えるとかいうことは、まずできません。実際、本人は先ほども、私、手紙いただいて読ませていただきましたけど、ちょっと初めは感情も入っとるような請願の文章になっておるということで、話しもお聞きしておりますし、そのNPO法人さんとも、今、昨日、主任の方ともお話しさせてもうたけども。メールいろいろやり取りさせてもうて、させてもらってるんだっていうことでね、しておりますけども。これの、もう文章の受け取り方そのものですので、ここんところは、もう先生方にお任せして。しゃあないと思います。これはもう、この文章のとおりなんで、もうどうしようもないので。

ただ、一回、テーブルへ上げていただくっていうのが、この紹介議員としての務めと思っておりますので、そこんところよくお願いします。

○委員長（板橋真弓君）堀内委員。

○委員（堀内和久君）今の紹介議員の説明は、すごく僕の中では分かりやすかったです。この文章を読んで、先生方の判断に任すって言うてくれるのであれば、私の中では、一つの答えが出たんで、ありがとうございます。

まあでも行政、できることであればね、そら、お金があったらね、市が主体となってね、委託じゃなくてね、市が主体になって学童をやってくれて、誰一人取り残さないっていうのが理想であるっていうのは分かつたんですよ。でもやっぱり全国の自治体とか見て、橋本市の学童の在り方っていうのが、もう、昔は、木下市長のときですかね、民民でやるところを補助金方式で助けていこうよっていうときは、もう拍手喝采で喜ばれたわけや。それが今度慣れてきたら、今度やっ

ぱり情勢もあるし、少子化もあるけども、やっぱり学童が必要高い世の中になってきたから、さらに助ける形っていうのは変革して行って、行政サービス、特に子どもの行政サービスは、特に一丁目一番地の一番であらなあかんっていう市長の方向性も理解しています。でも、やっぱり、するにしても時間もかかるし、無い袖は振れれへんし、受けてくれる人がおれへんだらあかんしってなったら、公設公営っていうのは、かなり僕的にはハードルが厳しいと思います。だから、署名捺印を求めたときのこの文章の定義において、きちんと精査したいと思います。ありがとうございます。

○委員長（板橋真弓君）質疑はもうないですね。

暫時休憩いたします。

（午後0時1分休憩）

（午後0時8分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論する方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第10号 橋本市学童保育の運営体制の見直しに関する請願についてを採決いたします。

本件は、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（板橋真弓君）起立なしであります。

よって、請願第10号は不採択とすべきもの

のと決しました。

小林議員。

○紹介議員（小林 弘君）先生方もお忙しい中、長い時間、本当にいろいろとご意見いただきまして、本当にありがとうございます。

請願者に代わりまして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（板橋真弓君）次に、協議事項に挙げておりませんが、先ほどの審査の中で、請願については不採択としましたが、その過程で、請願の内容を一部見直した決議書の提案についてご意見がありましたので、ご協議願います。

暫時休憩いたします。

（午後0時10分休憩）

（午後0時11分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。

岡本副委員長。

○副委員長（岡本喜好君）先ほど、審議の中でもちょっとお話しさせていただいたんですけども。決議を新たに作るということで、その中で大きくは、NPO法人の固有名詞を削除させていただいたり、特異な、否定的な、ちょっと文言を削除させていただいております。

あと、請願事項の中の1個目ですが、市が直営という、ちょっと市のほうは受け入れられない、実行の可能性のないものについては削除したものを入れるとともに、2項目目のほうですね、委託事業しか多分、正式にはできないと思うんですけど、一応、市が関与できる範囲でという文言を入れさせていただいて、入所のルールをある一定程度、市とNPO法人のほうでお話しをいただいて、市民の福祉の向上に資するような形で文言を修正させていただいたものをお配りさせていただいております。

変更事項、修正事項については、以上でございませう。

○委員長（板橋真弓君）暫時休憩いたします。

（午後0時11分休憩）

（午後0時25分再開）

○委員長（板橋真弓君）再開いたします。

土井委員。

○委員（土井裕美子君）まず、ただ今、出てまいりました決議案なんですけれども。文章的には良いことも書いてあるんですが、少し文言的に不備もあると思いますので、これは否決という、否決っていうか、ちょっともう少し考える必要があるのかなと思いますが、大変重要な、子育て日本一をめざす橋本市にとっては、こういう問題も大切でございませうので、委員会としてですね、もう少し時間をかけて所管事務調査っていう形で、現状の橋本市内にある学童保育所の調査をさせていただいて、より良い、もっと本当に現実に即した形での提言というか、決議というか、そういうのをあげていっていただきたいと思います。

○委員長（板橋真弓君）それでは、委員長より申し上げます。

本件については、委員会提出をしないこととし、今後、所管事務調査等研究していくことといたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

以上で、本委員会に付託された案件の審査は終わりました。

なお、委員長報告の作成については、私と副委員長に一任願ひたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議がありませんので、私と副委員長において作成いたします。

それでは、この際、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後0時27分休憩）

（午後1時28分再開）

○委員長（板橋真弓君）休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、委員長より申し上げます。

学童保育運営体制の見直しについて 所管事務調査とし、今後調査とすると決定しましたが、今会期中には終了できないため、継続調査とすることについてお諮りいたします。

学童保育運営体制の見直しの所管事務調査については、継続調査とし、その調査期間を調査終了までとすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

○委員長（板橋真弓君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は継続調査とし、その調査期間を調査終了までとすることに決しましたので、本委員会において、会議規則第111条の規程に基づき、本件について閉会中の継続調査の申し出を行うことといたします。